

常滑市水産業産地化促進事業 事業者公募要領

1 趣旨

本事業は企業版ふるさと納税の寄付提案を受け実施するもので、企業版ふるさと納税の趣旨である地方創生に資する取組として本市地域再生計画の目標の達成に資する事業として補助を活用する事業者を公募する。

2 事業の概要

(1) 事業形態

補助事業

(2) 補助対象経費

スマート牡蠣養殖^{*}の事業化に向けた実証実験の取組。

※本事業におけるスマート牡蠣養殖とは、デジタル技術を活用した効率的なカキ養殖のことをいい、次のいずれも実施するものをいう。

- ・デジタルアプリによる育成管理・養殖支援システムを導入したもの
- ・環境データを取得するために IoT センサーを海に投入、また生育や作業データを解析し養殖作業に活用するもの。

(3) 事業期間

令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

※漁場整備の場合は工事を完了、機械・資材の場合は納品、施設整備の場合は引き渡しを終え、費用の支払いを終えること。

(4) 補助率及び補助上限額

補助率：補助対象経費の 10/10 以内

補助上限額：800 万円

(5) 成果目標

スマート牡蠣養殖の事業化に向けた実証実験の取組を実施することで、事業化に向けた判断の材料となるデータを取得すること。

3 応募資格者

本事業に応募できる者は次の要件を全て満たす者とする。（以降、特に記述がない場合は団体に関する要件とする。）

- (1) 市内漁業団体（本要領において漁業団体とは、漁業法第 2 条でいう「漁業者」や「漁業従事者」が所属する団体をいう。）
- (2) 愛知県の共同漁業権第 1 号～第 9 号、又は区画漁業権第 101 号～第 105 号において漁業を営んだ実績を有する者
- (3) 「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 3 月 1 日付常滑市長・常滑警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(4) 次の申立てがされていないこと

ア 会社更生法第 17 条に規定する更生手続開始の申立て

イ 民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立て

ウ 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て

エ 水産業協同組合法第 85 条の 12 第 1 項に規定する破産手続開始の申立て

(5) 市税の滞納がないこと

4 質問

(1) 質問の提出方法

本要領及び補助事業の内容について質問がある場合は、7月31日(木) 17時までに質問書(様式4)を「10 担当部課及び連絡先」へ電子メールにて、件名「常滑市水産業産地化促進事業に関する質問」として提出し、メール送信後に確認の電話をすること。

メールアドレス **keizai@city.tokoname.lg.jp**

電話 **0569-47-6117 (直通)**

(2) 質問に対する回答

提出された質問への回答は、質問者を特定できないようにした上で、7月31日(木)までに市ホームページに掲載する。

5 応募

(1) 応募方法

提出は、令和7年8月7日(木)までに、持参・郵送・メールのいずれかの方法で、「10 担当部課及び連絡先」へ行うものとする。

(2) 提出資料

- ・常滑市水産業産地化促進事業 事業者参加申込書(様式1)
- ・常滑市水産業産地化促進事業 事業計画書(様式2)
- ・市税の納税証明書
- ・見積書
- ・規模が適切であることを示す資料 ※機械・施設整備、資材導入の場合に提出
- ・カタログ ※機械整備、資材導入の場合に提出
- ・図面(配置図、立面図、平面図) ※施設整備の場合に提出
- ・位置図 ※漁場整備、施設整備の場合に提出
- ・事業スケジュール(工程表等)
- ・決算書又は青色申告書(直近2年分)

6 採択者決定方法

(1) 参加申込書の提出があった場合は審査委員会を開き、採択者を決定する。

(2) 応募者が複数の場合は審査により応募者の順位を付け、順位上位の応募者から予算の範囲内で採択する。

(3) 採択（非採択）結果は様式3により全ての応募者に通知する。

7 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

- ① 審査委員会は4名の委員で構成する。
- ② 審査は提出された事業計画書の内容をもとに、審査基準に照らし総合的に判断し行う。
- ③ 必要に応じて対面による審査を行う。

(2) 審査基準

事業計画書の評価項目、評価の着眼点、配点は別表「評価項目一覧表」のとおりとする。

また、最低限満たすべき点数の基準は6割以上（合計点）とし、応募者の数が1である場合においても審査を行う。

8 事業スケジュール

7月25日～8月7日	事業者の公募、参加申込書の提出
7月25日～7月31日	質問受付
8月1日～8月7日	質問回答ホームページ掲載期間
8月8日～8月中旬	審査会
8月中旬	採択（非採択）結果通知
採択～2週間以内	交付申請書の提出
交付申請書の受理後～	交付決定通知

9 その他

- ① 提出後の事業計画等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ② 電子メールの通信事故があった場合でも、常滑市は一切の責任を負わない。
- ③ 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる。
 - ア 本要領に定める手続き等に適合しない場合
 - イ 提出書類に虚偽があった場合
 - ウ 審査委員会委員と本事業に関する接触を求めた場合
- ④ 事業実施に当たっては関係法令を遵守すること。
- ⑤ 提出された資料は、事業者採択の審査のみに使用し、提出者に無断でその他の目的には使用しない。
- ⑥ 資料の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。
- ⑦ 補助金の支払いについては、農水産業振興事業費補助金交付要綱の第8条に基づき、補助事業の完了後、交付する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払いにより交付する。

10 担当部課及び連絡先

常滑市経済部経済振興課（久田、岩川）

所在地 〒479-8610 常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5

メール keizai@city.tokoname.lg.jp

電話 0569-47-6117（直通）

別表 評価項目一覧表

No.	評価項目		評価の着眼点	配点
1	漁業実績と継続性	漁業種類、規模、成果等	事業の継続・拡大性、漁業・その他スマート牡蠣養殖の実績、意欲等を確認	15
2	事業計画の内容	事業の実現性	事業内容やスケジュールから事業が確実に遂行されると認められるか	10
3		企業版ふるさと納税制度、第3期とこなめ地方創生推進計画（地域再生計画）の趣旨との一致	地方創生に資する取組として優れているか	10
			第3期とこなめ地方創生推進計画（地域再生計画）の目標を達成するための事業として優れているか	10
4		補助事業の趣旨との一致	スマート牡蠣養殖の事業化に向けた取組として優れているか	40
5		波及効果	補助事業の実施によって地域への波及効果が見込まれるか	15
合計				100

各項目の採点に当たっては、次の評価基準により評価を行う。

評価基準	採点
計画内容が具体的で極めて優れている	配点×1.0
計画内容が優れている	配点×0.8
平均的な内容	配点×0.6
計画内容が劣っている	配点×0.4
計画内容が著しく劣っている又は読み取れない	配点×0.2